

指定特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書

<p style="text-align: center;">受付印</p> <p style="text-align: center;">令和×年×月×日</p> <p style="text-align: center;">三重県知事 宛て</p>	主たる事務所の所在地	〒514-0009 三重県津市羽所町××番地 電話 (059) 222 - **** FAX (059) 222 - ****
	(フリガナ)	トケイエイカクトウホウジン ミエノ〇〇カンガエカイ
	法人の名称	特定非営利活動法人 三重の〇〇を考える会
	(フリガナ)	ミエザバロウ
	代表者の氏名	三重 三郎
	直近の指定日	令和3年3月22日
前事業年度	自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日	

定款、登記事項と違う場合は、別途変更の手続きが必要です。

代表者が変更された場合は、別途変更の手続きが必要です。

指定が更新された場合は、更新後の指定の開始日を記載。

地方税法第37条の2第1項第4号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例第11条第1項の規定により、以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度に寄附金を充当した事業の内容に関する事項を記載した書類	○	④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く） ロ 給与を得た職員の数及び支給額	○
(2) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		提出する場合は上段にチェック。	
提出しない場合	○	⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	○
最後に役員報酬規程を提出した事業年度 (令和3年度)	○	既に提出されているものから内容に変更がなく、提出しない場合は下段にチェック。	○
最後に職員給与規程を提出した事業年度 (令和3年度)	○		○
(3) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類		(4) 条例第4条第1項第1号、第2号、第7号、第8号イ及びロ、第9号、第10号及び第11号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	○	条例第4条第1項第1号基準チェック表（第1表）	○
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引	○	条例第4条第1項第2号基準チェック表（第2表） 条例第4条第1項第7号基準チェック表（第7表） 「役員状況」（第7表付表1） 監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」（第7表付表2）	○ ○ ○ ○
③ 寄附者（当該指定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	○	条例第4条第1項第8号基準チェック表（第8表）初葉 条例第4条第1項第9号基準チェック表（第9表） 条例第4条第1項第10号基準チェック表（第10表） 条例第4条第1項第11号基準チェック表（第11表） 欠格事由チェック表	○ ○ ○ ○ ○

- 備考 1 指定特定非営利活動法人は、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例第 11 条第 1 項の規定により、毎事業年度開始の日から 3 か月 7 日以内に、同条例第 10 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる書類（同項第 4 号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を、知事に提出する必要があります。ただし、同条例第 10 条第 2 項第 3 号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りではありません。
- 2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この提出書を提出書類の一番前にとじて、提出してください。

(規格 A4)